

平成 27 年度特別選抜入学試験における変更について(予告)

平成 27 年度入学試験より、「海外帰国子女特別選抜」及び「外国人留学生特別選抜」の出願資格、出願書類、選抜方法を以下のとおり変更します。

なお、詳細については、本学ホームページ等で公表します。

(平成 25 年 7 月)

《変更前（平成 26 年度特別選抜入学試験まで）》

特別選抜	項目	詳細
海外帰国子女特別選抜	出願資格	保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けた者に限定。
外国人留学生特別選抜	出願書類	英語を母語としない者は「TOEFL 又は TOEIC の成績」を、全志願者が「日本留学試験の受験票の写し」提出。
海外帰国子女特別選抜・ 外国人留学生特別選抜 共通	選抜方法	書類審査及び面接
	出願上の注意事項	外国の学校及び機関等が作成する書類で日本語以外によって書かれたものは、日本語訳を添えて提出。受験者本人の翻訳可。

《変更後（平成 27 年度特別選抜入学試験から）》

特別選抜	項目	詳細
海外 帰国生 特別選抜	出願資格	保護者の海外勤務等の事情により外国の学校教育を受けた者、 <u>及び自身の意思で海外留学した者も対象とする。</u>
外国人留学生特別選抜	出願書類	「TOEFL 又は TOEIC の成績」「日本留学試験の受験票の写し」 共に提出不要とする。
海外帰国生特別選抜・ 外国人留学生特別選抜 共通	出願資格	高等学校卒業までに少なくとも 12 年の教育課程を基本とする国 で、成績優秀者が「飛び級」や「繰り上げ卒業」により通算教育年 数が 12 年に満たずに卒業した場合についても出願資格があると 認める(新規追加)。
	選抜方法	書類審査、面接及び筆記試験
	出願上の注意事項	日本語訳の他に英語訳も可とする。但し、受験者本人の翻訳は不 可、学校や大使館・領事館等の公的機関によって翻訳されたもの を提出する。

